

## <民有林造林推進事業補助金>

市内における民有林の造林事業を推進することにより、伐採跡地等の荒廃を防ぎ、森林の有する公益的機能の維持増進と森林資源の確保を図るため、補助金を交付します。

### 「補助の対象事業」

対象となる事業は、森林の伐採・植栽の時期、数量等を定める森林経営計画を立てたうえ、国及び道の補助を受けて実施される次の事業になります。

- ① 植栽事業 森林の造成を目的として、苗木の植栽及びこれに伴う事業
- ② 下刈事業 植栽木の健全な成長を阻害する雑草木の除去等を行う事業
- ③ 除間伐事業 不用木の除去、搬出集積等を行う事業

[お問い合わせ]

農林水産グループ 85-2321

## <森林整備地域活動支援交付金>

適切な森林の整備を通じて森林の持つ多面的な機能の発揮を図るため、森林所有者等による施業の集約化や、森林施業の実施に不可欠な既存の作業路網の改良などの地域活動を実施するための経費について交付金を交付します。

交付対象者は、市長と対象森林、地域活動として取り組むべき事項、協定の期間等について定めた協定を締結したうえで対象行為を実施するとともに、市長が定める期日までに対象行為の実施状況について報告し、市長が対象行為の実施状況を確認した上で、交付金が交付されることとなります。

なお、交付対象者、対象行為の実施、交付金の受領等の交付金に関する事務等の全部又は一部を交付対象者の中から選んだ代表者等に委託することができます。

[お問い合わせ]

農林水産グループ 85-2321